

第十七條

本会は総額五厘一ヶ所又は控額を抽出するものとす  
八割を八割金員徵集費とし、一割は總會基金として積立て、總會員利益の  
口の準備基金とす

第十八條

既納の會費は一切返戻せず

第十九條

本会員として本会の組織規程に背反し在る場合は代議員會の決議を経て除名  
することとすべし

第二十條

本会は日本赤十字會の組織規程に背反し在る場合は日本赤十字會の決議を経て  
除名することとす

第二十一條

本会は一且本会所屬團體又は支那のことに承認したる後、其團體に  
して本会の組織規程に違反したる場合は本会に對する義務を履行せざる場  
合に除名す

第五章

附

則

第二十二條

本規約は大会三分の二以上の賛成ありければ変更することを得ず

代議員會規程

第一章

代議員選舉

第一條

代議員の總選舉は毎年大會前三週間内に行ふものとす

第二條

新支部長は議長介紹により代議員會の手詔を経て其或は代議員たるの資格を  
得るものとす

第二章

代議員會の組織及成立

第三條

代議員會は毎月一回定期に會長三北を召集す

但し重要事項發生したる時又は代議員三分の二以上の申請ありたる時は會長  
三北を召集す